

県有施設ＬＥＤ照明リース業務 仕様書（案）

1. 事業名称 県有施設ＬＥＤ照明リース業務

2. 事業目的

福井県の公共施設について、脱炭素化や光熱費支出の削減、２０２７年に予定されている蛍光灯製造・輸入禁止への対応を進めるため、リース契約により、既存照明設備のＬＥＤ照明への切り替えの早期実現を図ることを目的とする。

3. 業務内容

ＬＥＤ照明及び付属品、その他照明の設置に必要な資材一式（以下「リース物品」という。）のリースおよびリース物品の維持管理（保守点検、修繕など）

4. 履行場所・対象施設

別紙３のとおりとする。

5. リース期間

令和８年１０月１日から令和１８年９月３０日（１２０か月）

6. リース期間満了時の取り扱い

リース物品については、リース期間の終了時に発注者に無償譲渡すること。

7. リース物品の数量・仕様および設置

リース物品の数量・仕様および設置については、技術仕様書（※公告時には提供予定）によるほか、次のとおりとする。

（１）共通事項

ア 物件の導入方式については、次から選択すること。ただし、技術仕様書（※公告時には提供予定）において、導入方式が指定されているものについては、その方式によること。

①照明器具全体を交換する方式（以下「器具交換方式」という。）

②既設照明器具を残置し、ランプのみを交換する方式（以下「ランプ交換方式」という。）

イ 建設業法、労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律その他の他の本事業に関連する最新の法令等を遵守すること。

ウ 仕様書に定めのない事項は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備

工事編・機械設備工事編)」、「公共建築設備工事標準図仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編)」、「建築工事標準詳細図」、「建築工事管理指針・電気設備工事管理指針・機械設備工事管理指針・建築改修工事管理指針」(契約日における最新版)の定めによる。

(2) リース物品の仕様

リース物品は、次の要求事項を満たすこと。

ア 照明器具及び光源は、未使用品であること。

イ 照明器具及び光源は、次のいずれかに該当する日本国内に本社を有するメーカーの製品とすること。

①最新の JIL5004「公共施設用照明器具」の登録対応器種を有すること。

②官公署の LED 照明のリース事業における導入実績を有すること。

ウ 電気用品安全法上の技術基準に適合すること。

エ 学校の教室等においては、学校環境衛生基準（平成 21 年 3 月 31 日文科科学省告示第 60 号）に適合すること。

オ 照明器具（またはその近傍）に、次の事項を表記したラベル等を張り付けること。

①当契約によるリース物品（LED 照明）であること

②リース期間

③受注者名

④故障時連絡先

カ 器具交換方式において、器具の寸法は、既存照明器具からの置き換えに適したものであること。

キ ランプ交換方式において、直管形 LED ランプは、JLMA301「AC 直結 G13 口金 LED 直結光源安全規格」に適合するものを使用すること。

ク 無線調光は、技術仕様書（※公告時には提供予定）の「備考」に記載のある無線調光に関して、以下の仕様を満たすものとする。

①調光方式は無線に限り調光制御（10%刻みで 10～100%）が可能なものとする。

②操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチとし、照明設備直下ではなく部屋の端からの操作が可能（リモコンのみでの操作は不可）なものとする。

③通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。

④無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤 から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。

⑤混線を避ける為、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

⑥調光スケジュールは 10 分単位で設定できるものとする。

⑦あらかじめ設定できる点灯パターンを 5 以上設定できることとする。

(3) リース物品の設置

リース物品については、リース期間の始期までに、履行場所・対象施設への設置を完

了すること。また、リース物品の設置は、次の要求事項を満たすこと。

- ア リース物品の設置前に、既設照明の種別、数量およびリース物品の設置に係る施工環境などについて、対象施設の現況確認や回路調査を行うこと。なお、現況確認の結果、既存照明の数量・仕様について、本仕様書と現場に差分がある場合には、リース物品の内容およびリース料の変更について、発注者と受注者で協議の上で対応を決定すること。
- イ リース物件の設置に際しては、施設ごとに、工程、施工内容（養生、搬入・搬出経路、作業車、運搬車等の車両の駐停車場所、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場、その他の対象施設敷地内における必要な場所の確保、安全管理など）、施工体制などについて、施設管理者との間で綿密な調整を行い、承諾を得ること。
- ウ リース物品の設置に際しては、施設ごとの設置作業の開始前に、現況確認や施設管理者との調整に基づいて、発注者に対して、次の書類（様式任意）を2部（電子データを添付すること）提出し、発注者の承諾を得ること。
 - ①設置予定のリース物品（規格、仕様）および設置場所の一覧表
 - ②現況確認結果報告書（既存照明の数量、仕様、設置場所）
 - ③工程表
 - ④施工体制図（設置事業者、作業人員、緊急時の体制を含む）
 - ⑤仮設計画書（資機材の搬出入ルート、資材置き場の場所および時期）
 - ⑥その他発注者が指示した書類
- エ 作業にあたり、発注者または施設管理者と打ち合わせを行った場合には、打ち合わせ記録を作成すること。
- オ リース物品の設置に際しては、施設の構造、設備に損害が生じないようにすること。また、作業範囲を養生するほか、必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。
- カ リース物品の設置に際しては、施設職員、施設利用者、第三者に損害が生じないように安全管理を講じること。安全管理に必要な事項については、受注者の負担において、必要な措置を講じること。
- キ 停電や施工により、施設の一部または全部の使用停止を行う場合には、事前に施設管理者の承諾を得ること。
- ク 設置作業において発生する軽微な工事、補修等や配線工事等については、本契約の作業範囲とする。また、劣化した配線器具や、電線については受注者の負担により交換すること。
- ケ 器具交換方式により、リース物品の設置を行う場合には、器具の交換により、天井、壁などに隙間が生じた時に、リニューアルプレート等で隙間を埋めること。
- コ ランプ交換方式により、リース物品の設置を行う場合には、次の方法により直管型LEDランプの交換を行うこと。
 - ①既存安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう改修し、LEDランプに取

り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をする
こと。

②既設安定器のバイパス（切離し）を要しない直管型 LED ランプは不可とする。

③既設安定器は、残置とする。

サ ランプ交換方式により、リース物品の設置を行う場合には、必要に応じて、劣化
したソケットおよび電線の交換を行うこと。ランプ交換による既存ソケットの破
損によって生じた損害は、受注者が対応するものとする。

シ 照明器具およびランプの設置に際しては、脱落の恐れがないようにすること。
設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がな
いことを書面にて報告すること。

ス 施設の電力やトイレ・水道等の設備は、リース物品の設置に必要な範囲において
無償で利用できるものとする。

セ 撤去した既存照明器具、ランプなどについては、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令を遵守の上で、受注者に
おいて処分するものとする。P C Bが含まれていることが確認された場合は、発
注者へ報告すること。

ソ 良品の蛍光灯照明器具等については、発注者が求めた場合は引き渡すこと。

タ リース物品の設置が完了したときは、施設ごとに、発注者および施設管理者に対
して、次の書類（様式任意）を各 1 部（電子データを添付すること）提出し、発注
者の承諾を得ること。

①設置完了届

②納入仕様書（設置したリース物品の型番・台数・設置場所の一覧を記載し、部屋
ごと、照明器具ごとの設置前後の写真を添付すること）

③設置したリース物品が仕様を満たしている事を示す書類（カタログなど）

④設置したリース物品の取扱い説明書

④産廃処理伝票の写し

⑤作成した打ち合わせ記録簿

⑥その他発注者が指示した書類

チ リース物品の設置が完了したときは、速やかに発注者または施設管理者の立会い
のもと、次の事項について、検査を受けて、これに合格すること。

①全てのリース物品について、正常に設置が完了し、脱落の恐れがないこと。

②リース物品が正常に点灯すること。

ツ 検査の結果、リース物品およびその設置に不備が確認された場合には、直ちに補
修・交換を行い、再度検査を受けること。LED 光源による不快感に配慮し、懸念が
ある場合は、協議の上で対応を決定すること。

8. リース物品の維持管理

リース物品の維持管理については、次の要求事項を満たすこと。

(1) リース物品の保証

- ア リース物品の保証期間は、設置の日からリース期間の終期までとし、保証期間中に生じた通常の使用におけるリース物品の劣化、破損、故障などにより、不具合（不点灯、点滅、動作異常など）が生じた場合は、受注者の負担により、リース物品の補修、一部または全部の交換その他リース物品の正常な機能を維持するための措置を講じること。既設のリース物件と同一のものが、生産中止などにより、交換困難な場合には、発注者の承諾を得た上で、同等以上の性能、規格を有する代替品と交換すること。
- イ 受注者は、リース物品を対象として、リース期間を保険期間とする動産総合保険（新価特約付き）に加入することとし、動産保険の対象となる事故が生じた場合には、これにより対応すること。動産総合保険の加入に要する費用については、受注者の負担とする。
- ウ 動産保険の対象外とならない天災その他の不可抗力により、物件に損害が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、対応を決定する。
- エ 非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。

(2) 保証体制の構築

- ア リース物品の設置完了後、施設ごとにリース物品の保証に対応するための体制を整備し、その連絡先（電話およびメールアドレス）、担当者等を記載した体制表（様式任意）を施設管理者に提出すること。
- イ 保証期間中については、少なくとも9時から17時までの間、リース物品の補修その他の保証対応に関する問い合わせを受け付けること。
- ウ リース物品の補修その他の保証対応に関して、窓口に問い合わせがあった場合には、速やかに現地状況の確認を行うとともに、保証対応が必要となった場合には、施設管理者と協議の上、速やかに対応すること。
- エ 保証対応を行った場合には、その都度、発注者および施設管理者に対して、報告書（様式任意）を提出すること。

9. リース物品の移動

- (1) 発注者が、施設の改修その他の理由により、照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で、発注者の負担によりリース物品の移動（取外しおよび再設置、調整）を行うものとする。このとき、受注者は物品の異動に必要な情報を発注者に提供すること。
- (2) 移動したリース物品についても、リース期間終了まで、保証の対象とする。

10. 提出書類

(1) 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに、事業計画書（業務概要、実施方針、業務スケジュール、業務体制、業務担当者一覧、担当者連絡先を記載）を発注者に提出すること。業務計画書に変更があった場合には、その都度、変更内容を反映した変更業務計画書を作成し、提出すること。

(2) 業務完了報告書の提出

受注者は、全ての対象施設においてリース物品の設置が完了したときに、業務完了報告書（すべての施設について、施工内容〔既設の照明および設置した照明の数量、仕様、設置場所一覧〕、設置完了日、保証体制を記載したもの）を提出すること。

11. その他

- (1) リース期間については、本仕様書「5. リース期間」のとおりであるが、設置が完了した箇所においては、リース期間の始期までの間、仮使用としてリース物品の使用を認めること。
- (2) 既存照明からLED照明器具へ更新する際に関係諸官庁や電力会社等へ申請又は届出が必要な場合は受注者が代行すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。